

リヒテンシュタイン侯ハンス＝アダム二世と 『三千年紀の国家』

今 野 元

序.

ライン川上流域にある「リヒテンシュタイン侯国」(Fürstentum Liechtenstein)は、2019年に建国三百周年を迎えたが、リヒテンシュタイン侯¹⁾ハンス＝アダム二世(1945年-)は、果敢な政治的言動で論議を呼んできた。侯は実名で『三千年紀の国家』(2009年英語、2012年ドイツ語、2016年日本語)という国家論まで刊行している²⁾。現役君主の政治的著作というのは珍しいが、それは一体どのような経緯で生まれたものなのだろうか。本論ではまず侯家及び国家の歴史を整理し、その上で侯の国家論を分析することにする。

1. リヒテンシュタイン侯家の成立

リヒテンシュタイン家は欧州有数の古い貴族家門である。「リヒテンシュタイン」という家名の由来には諸説あるが、一説には Lichtenstein、つまり「明るい色の石(岩、山城)」を意味するといひ、そのためか Liechtenstein という綴りをして「リーヒテンシュタイン」とは読まないようである。侯家とは別系統だが、シュタイエルマルクにはミンネゼンガーのウルリヒ・フォン・リヒテンシュタインを出した家系もあり、侯家と姻戚関係もあった。また南ティロルの領主にはリヒテンシュタイン＝カステルコルノ家もある。侯家の祖先は11世紀末頃カーム・フォーブルク辺境伯に従ってバイエルンからエステルライヒ(以下奥とも)に入り、辺境伯が12世紀初頭に撤退した際にはバーベンベルク家に出仕し、フーゴー一世がヴィーン南方にリヒテンシュタイン城を築き、家名もそこから取った。同家はハンガリー人対策でニーダーエステルライヒに3つの城を有したが、それらは相続で別の家門に渡った。1246年に同家のハインリヒ一世は、

最後のバーベンベルク家当主が戦死したライタ川の戦いに参加したのち、奥に支配を伸ばしたベーメン王位継承者オタカル（のちベーメン王オタカル二世）の傘下に入り、メーレンのニコルスブルクに領地を得た。ハインリヒ二世はオタカルのライバルであるハプスブルク家のドイツ王ルドルフ一世に付き、リヒテンシュタイン家はベーメンにも領地を広げた。14世紀の同家は、ヨハン一世が奥公アルブレヒト三世の侍従長になって領地を拡大し、またトリエント司教ゲオルク三世が輩出して繁栄したが、気分を害したアルブレヒト三世が同家の人々を逮捕してドナウ川以南の領土を返還させるといふ事件が起きた。15世紀には同家はルクセンブルク家のベーメン＝ハンガリー王に仕え、ハプスブルク家の皇帝フリードリヒ三世とは対立したが、ヴィーン宮廷での地位は維持し、皇帝マクシミリアン一世とは協力関係を築いた。なお1504年から同家は、ニコルスブルク系、シュタイレック系、フェルツベルク系に分かれたが、家門の一体性は維持した。ただクリストフ四世は財政的失敗でニコルスブルクを売却し、フェルツベルク系が有力になっていく³⁾。

宗教改革でリヒテンシュタイン家は二転した。奥貴族の多数派と共に、フェルツベルク系同家はまずルーテル派に帰依した。同家のレオポルト一世は、ニコルスブルクに全欧州の洗礼運動家の避難所を設け、指導者バルタザール・フープマイヤーをも迎えたが、ベーメン・メーレン王フェルディナント（のちローマ皇帝フェルディナント一世）の再カトリック政策に応じて彼を引き渡し、運動家を退去させざるを得なかった。16世紀後半のハルトマン二世も、純正ルーテル派（フラキウス派）、メーレン兄弟団、フッテン派などのゼクテを庇護した。同家の人々は、皇帝ルドルフ二世の宮廷で顕職を得つつも、宗派ゆえに決定的影響力を得られなかった。1596年に家長になったカール一世は、メーレン貴族ボスコヴィッツ家との婚姻などで領地を増やし、メーレンで最も富裕な貴族に属したが、3年後にカトリシズムに改宗し、弟のマクシミリアン、グンダカーがそれに続いた。1600年、カールは枢密顧問官に任命され、ルドルフ二世の侍従長、枢密顧問会議議長となって、宮廷のあるプラークに移住した⁴⁾。

17世紀前半、リヒテンシュタイン家はシュヴァルツェンベルク家やエステルハージ家と並ぶヴィーン宮廷の大貴族へと上昇していく。同家のカール、マクシミリアン、グンダカーの三兄弟は1504年の相続協定を改訂し、1606年に家憲を制定し、三人の領地をそれぞれカール系、マクシ

ミリアン系、グンダカー系の家族世襲財産とし、長子相続制を確立してその散逸を防いだ。「ハプスブルク家の兄弟喧嘩」では、リヒテンシュタイン家はローマ皇帝ルドルフ二世（兄）に対抗するマティアス大公（弟：のちローマ皇帝）側に付いて、そのメーレン支配に際してプロテスタント諸侯との仲介をしたので、その功績に対し1608年にハプスブルク家世襲領「侯爵」位を授与され、1612年にエステルライヒ及びメーレン貴族の第一位の立場を得た。1614年には、同家はシュレジエンにあるベーメン王国のトロップハウ公爵領を得、ベーメン王国「公爵」位及びシュレジエン諸侯議会の議席を得た。同家のカール一世はフェルディナント大公（のちローマ皇帝）のベーメン王位獲得をも後押しし、ベーメンで叛乱が起きてもハプスブルク家への忠誠を貫き、皇帝フェルディナント二世の代理として「プラークの流血法廷」で1621年に叛乱指導者を処刑した。カール一世はベーメン総督（副王）になり、絶対君主制的国制法である「ベーメン新領邦規則」を制定した。1622年には、同家はシュレジエンのイエーゲルンドルフ「公爵」領も受封した。カールの弟マクシミリアン、グンダカーは1623年に世襲帝国侯爵となった。リヒテンシュタイン家の次の目標は、芸術振興及び帝国君侯の地位獲得であった。カール一世の孫ヨハン・アダム・アンドレアスは蓄財に励み、芸術庇護、美術品収集に熱中した。彼は威信を高めようと常設帝国議会での議席及び投票権の獲得を目指し、1699年にホーエンエムス家から帝国直属領シェレンベルクを、1712年にファドゥーツ伯領を獲得した。だが彼は議席・投票権の獲得を実現できず、嫡男もいないままで、薨去に際し自分の好まないグンダカー系のアントン・フロリアンに継がせざるを得なかった⁵⁾。

アントン・フロリアンは欧州政治でも活躍し、リヒテンシュタイン侯国創立をも実現した人物である。同家傍流の次男坊だったアントン・フロリアンは、まずはヴィーン宮廷で外交官として活躍し、1689年に俗人として初めて教皇庁駐節の臨時皇帝使節を務め、1691年に皇帝大使に昇格になるという光栄に浴した。アントン・フロリアンはヴィーンに戻ると、皇帝レオポルト一世から1693年に次男のカール大公（のち皇帝カール六世）の師傅に、1695年に枢密顧問官に任じられ、1697年に金羊毛勲章を授与された。スペイン系ハプスブルク家断絶に伴いカール大公がスペイン王カルロス三世を名乗ると、師傅を伴いイギリス、ポルトガル経由でバルセロナに上陸したが、スペイン王位の確保はブルボン家のアンジュー公（フェ

リペ五世)の擡頭で果たせなかった。1711年のヨーゼフ一世崩御でその弟カール大公がローマ皇帝カール六世になることが決まると、アントン・フロリアンも夙に戻り、皇帝侍従長、国家評議官を務めた。アントン・フロリアンは家内では、1711年に兄とその息子の死でグンダカー系家族世襲財産を獲得し、1712年にヨハン・アダム・アンドレアスの薨去に伴う自家(カール系)の断絶で家長になった。このアントン・フロリアンが、遂に1713年に帝国議会での議席及び投票権の獲得に成功する。それは当初彼一代に限定されたものだったが、アントン・フロリアンは先代が従弟のヨーゼフ・ヴェンツェルに相続させたシェレンベルク、ファドゥーツを、自分の居城だったペーメンのルンベルクとの交換で獲得し、1719年にカール六世の勅許を得て、両領地を帝国直属の「リヒテンシュタイン侯国」とすることで、議席及び投票権の世襲化に成功した。つまりヴィーン南郊の城に由来する家名をアルプスの小国の国名にしたのである。アントン・フロリアンは侯国を訪問しないまま、侍従長在職中の1721年に薨去したが、1723年にリヒテンシュタイン帝国侯爵家の全ての男系男子が帝国議会の諸侯部に属することになった。こののち数代でアントン・フロリアン系の男系嫡流男子が断絶し、家長の座はグンダカー系の別系統であるフランツ・ヨーゼフ一世に譲られた⁶⁾。

2. リヒテンシュタイン侯国の変遷

リヒテンシュタイン侯国は神聖ローマ帝国シュヴァーベン帝国管区に属する一領邦として誕生したが、リヒテンシュタイン侯爵はメーレン貴族であり続け、活動の主な舞台はヴィーン宮廷のままであった。1945年まで同家の本拠はフェルトベルクで、霊廟はブリュン近郊のヴラナウにあった。

革命理念を継承し、神聖ローマ帝国の解体を目論む「フランス人の皇帝」ナポレオン一世は、教会領を(マインツ以外)全廃する「世俗化」、中小領邦を大領邦に統合する「陪臣化」を求め、1806年夏に残存していたドイツの中小諸国に「ライン同盟」の結成及び帝国からの離脱を求めた。フランツ・ヨーゼフ一世の次男で1805年に兄アロイス一世を継いだヨハン一世ヨーゼフ(1760年-1836年)は、奥軍司令官として対仏戦争の渦中にあった。リヒテンシュタイン侯国は弱小領邦だったが、ナポレオンはそれを「陪臣化」の例外とし、ライン同盟の一員として迎えた。ヨハン一世は同盟加

入を表明しなかったが、それでもリヒテンシュタイン侯国は1806年7月12日のライン同盟発足時からの構成国となり、ローマ皇帝が授けた封土からフランス皇帝が庇護する「主権国家」となった。リヒテンシュタイン侯爵も国家元首リヒテンシュタイン侯となったが、ヨハン一世は名目上家督を当時三歳の三男カールに譲り、自分はハプスブルク帝室への奉仕を続けた。とはいえヨハン一世は、プレスブルクの講和、シェンブルンの講和で不利な交渉を担い、墺皇帝フランツ一世の不興を買って1810年に軍務を退いた。なおヨハン一世は、家名の起源となったリヒテンシュタイン城を1807年に取り戻している⁷⁾。

ナポレオン没落後、リヒテンシュタイン侯国は1815年9月1日に発足したドイツ連邦の最小構成国（人口5546人）となり、連邦規約第13条でlandständische Verfassungの制定を義務付けられた。旧秩序を廃止し集権化を進めてきた後期絶対君主のヨハン一世は、「領邦代官」(Commissarius/Landvogt) ヨハン・シュプラーの提案で1818年に君主の指導性を明示した17箇条の憲法を欽定した。それにより聖職者及び人民を代表する「領邦議会」(Landtag) が新設され、侯が召集し領邦代官が議長を務めた。憲法冒頭では墺民刑事法・訴訟法の導入が謳われ、侯国内バルツェルスに土地を有する墺が領邦議会に代表を送る権利を有していた。領邦議会の任務は侯の提示する予算案の承認で、立法や対外政策への関与は許されなかった。領邦議会は「一般的福利」のための提案を奏上することもできたが、裁可するか否かは侯に委ねられた⁸⁾。

アロイス二世(1796年-1858年)は、国家元首としての性格を強めたが、墺とは連帯した。アロイス二世はヴィーンで生まれ、フランス人司祭やフリードリヒ・フォン・シュレーゲルを師として育ったが、1836年に父ヨハン一世を継いだあと、1842年にリヒテンシュタイン侯として初めて侯国を訪れ、同地で家憲を改訂した。民主化の波が高まるなかで、アロイス二世はドイツ連邦諸国、とりわけ墺帝国と歩調を合わせようとする。1848年3月、まだ国内騒擾が起きる前に、アロイス二世は臣民に墺臣民と同等の権利を与えることを約束し、墺が憲法を制定すると、1849年3月に自由主義的な臨時憲法を欽定したが、墺が憲法を廃止すると、1852年の勅令で1818年の領邦身分制憲法を復活させた。またアロイス二世は墺国家宰相メッテルニヒ侯爵が三月革命でヴィーンを追われると、フェルトツベルクで同夫妻を数日匿っている⁹⁾。

「善良侯」ヨハン二世(1840年-1929年)は71年間も君臨した。1858年に父アロイス二世を継いだヨハン二世は、ボン大学、及びカールスルーエ、ブリュッセル、パリで学び、1860年までは母が国務を代行したが、のちにも彼は大旅行を好むことになる。ヨハン二世は侯国を1859年、1866年、1896年、1901年、1919年、1920年、1925年に訪れ、1862年により自由主義的な憲法を制定した。そこでは男子普通間接選挙の公選制議会(但し定員15名のうち3名は侯の指名)が立法権を独占し、侯は憲法及び法律に基づいた統治への制約を義務付けられたが、議会召集・解散権をも独占していた¹⁰⁾。

1866年のドイツ戦争でリヒテンシュタイン侯国は岐路に立たされた。ドイツ連邦議会での評決で、侯国はプロイセンに対する連邦軍総動員を求める喫の動議に賛同し、戦争の引き金を引いた。ヨハン二世は6月にドイツ連邦の分担兵力としてリヒテンシュタイン軍を喫側に提供しようとしたが、領邦議会がこれに抵抗した。ヨハン二世は説得のために侯国を訪れ、自ら費用を出すなどの妥協案を示し、7月26日にようやく軍派遣を実現した。80人のリヒテンシュタイン軍は南ティロルで、プロイセン軍と連携するイタリア軍の侵攻阻止の任務に就いたが、戦闘に加わることなく全員が(喫軍兵士1名を伴って)復員した。この戦争でドイツ連邦は崩壊し、リヒテンシュタインもエステルライヒと共にプロイセン主導の小ドイツ的統一の枠組から外れ、統治に関して対喫依存を強め、侯子たちがヴィーン宮廷に外交官、宮内官、軍人などとして奉仕し、ハプスブルク家と通婚もした。だが侯国は主権国家であり、侯家の人々は喫国籍を有さず、喫国内の侯家宮殿は喫領域外区域とされた。侯家当主はヴィーン宮廷に距離を置き、喫政府からも課税を免除されたが、ヨハン二世は責任感から毎年600万クローネの所得税を納付した。なお1868年、領邦議会は軍隊廃止を決議し、ヨハン二世の大権を無視して押し通した¹¹⁾。

リヒテンシュタイン侯国は第一次世界戦争に参加しなかったが、1916年春に侯国を教皇領にする秘密交渉が行われた。これは教会領を失っていた教皇に同侯家が自国を献上し、代わりに世襲の侯国代理あるいは総督となって司教枢機卿並みに地位を得るという構想である。同年3月にドイツ帝国の中央党帝国議会議員マティアス・エルツベルガーが教皇私設秘書ルドルフ・フォン・ゲラッハ(バーデン出身)に書簡を送っているが、真の起源は分からない。この提案に教皇ベネディクトゥス一五世や国務長官

ピエトロ・ガスパッリ枢機卿は喜び、4月にヴィーンでエルツベルガーに侯家との交渉を行わせた。だが21日に侯位継承者アロイス侯子が決断を渋り、結局侯国領を分割して、教皇もリヒテンシュタイン侯も国家主権を保持する妥協案を示した。23日にはヨハン二世が、自分は主権譲渡の用意があるが、他の男系男子のことを考えるとできないと述べ、また侯弟でサンクトペテルブルク駐節大使を務めたフランツ侯子が、個人として反対だけでなく、侯国（民）が反対だろう、教皇が主権を得てもイタリアが認めないだろうとし、交渉を後押ししたヴィーン大司教フリードリヒ・グスタフ・ピッツフル枢機卿にも抗議したため、計画は頓挫した¹²⁾。

1918年のハプスブルク帝国崩壊に際し、リヒテンシュタイン侯国は大変革を行った。第一はシュヴァイツ（以下瑞西とも）との関係強化である。侯国では墺民法・刑法が依然用いられ、ハプスブルク家長のオットー大公ら墺正統主義者がファドゥーツを集合場所としたこともあったが、関税・郵便協定は瑞西と結び直し、瑞西フランク（CHF）が通貨に採用された。瑞西依存のため、侯国は国際連盟加入に失敗した。だが侯国唯一の在外公館だった在ベルン公使館は1933年に財政難で廃止された。第二は民主化である。1918年に外国人（墺人）統治や間接選挙を批判し、瑞西に傾倒する「キリスト教社会人民党」（CsVP）が生まれ、墺に傾倒する現状維持派は「進歩市民党」（FBP）を結成し、1928年にCsVP（グスタフ・シェードラー首相）からFBP（ヨーゼフ・ホープ首相）に政権が交代した。1921年憲法は、侯と直接公選制議会（侯の議員指名廃止）とを国制の両輪と位置付けたもので、2003年改正を経ていまでも維持されている。第三に、銀行業など現在の侯国の経済的基盤が育成された。ちなみに、建国されたチェコスロヴァキアで侯家は土地改革に遭い、ほとんどの農地、森林の半分を失った。なおドイツとの関係は良好で、1927年のライン川洪水の際は「ドイツの血及び出自の人々」たるリヒテンシュタイン人に同情する声が上がったが、後述の財政帰化制度への批判も出始めていた¹³⁾。

国民社会主義政権（以下で「NS 政権」とも）成立後の1933年4月5日、「ロッター事件」が起きる。ベルリンで劇場を経営し、ドイツ宰相クルト・フォン・シュライヒャーとも親交のあったアルフレート及びフリッツ・シャイエ兄弟（芸名ロッター）は、破産して同年1月から侯国に居住していたが、ドイツではこのユダヤ系兄弟が破産に際して詐欺を行ったと非難する新聞キャンペーンが行われていた。侯国は1920年から1955年まで、

侯国内居住を証明できない者にも高額のコストを取って帰化を認める「財政帰化」制度を有しており、当初は税金逃れに利用する者もあったが、1930年代にはユダヤ系ドイツ国籍者の帰化が増えていた¹⁴⁾。この状況でルドルフ・シェードラー侯国民4名は、コンスタンツ出身のドイツ国籍者5名と共に謀して、シャイエ兄弟やその妻らを保養施設に誘き出してドイツに引き渡そうとした。この事件でアルフレート夫妻は谷に転落して死亡し、フリッツの同伴女性は重傷を負い、フリッツは侯国政府に訴え出た。侯国では誘拐罪の裁判が行われたが、対独配慮から政治的背景は伏せられ、NS政権を非難する弁護人の陳述は朗読を許されず、恩赦を求める侯国民700人以上の署名も提出され、被告人には6月8日に禁固刑数箇月の判決が下った。侯国は近隣の独領(旧獨領フォルアルルベルク州の都市)フェルトキルヒに逃亡したドイツ国籍者の引き渡しを求めたが、宰相ヒトラーが拒否し、ドイツ国籍者4名は独領コンスタンツで禁固刑3箇月の判決を受けた。この事件でドイツ国内では侯国を犯罪者の避難所だとする非難が強まり、侯国でのドイツ「国民運動」勃興への期待が高まった。同年10月に侯国政府・瑞西政府・ドイツ政府は協議し、ドイツの反侯国キャンペーンを停止すると同時に、シェードラーらを刑期満了前に釈放し、財政帰化制度を一時停止し、翌年から新制度で対応することになった。侯国政府は穏便な解決を図ったが、侯国内新聞にはFBP系にもCsVP系にも反独感情が現れ、与党FBP系新聞が在ツューリヒ独総領事の抗議を招いた¹⁵⁾。

世界大恐慌の影響を喫より抑え込めた侯国だが、それでも1933年10月1日に「リヒテンシュタイン故郷奉仕団」(LHD)が結成された。300人ほどの団員、うち200人ほどの「突撃隊」員を数え、同名の新聞を発行するLHDは、当時一般的だった政党間闘争への嫌悪感を背景に、獨伊ファシズムに傾倒し職能国家への転換を目指したが、教皇回勅「クワドラゲシモ・アンノ」にも注目し、「国民社会主義ドイツ労働者党」(NSDAP)の党歌の替え歌を宣伝に用いていた。LHDは反ユダヤ主義をも唱え、その矛先を侯夫人にも向けた(フランツ一世は1929年の即位直後、1878年にメーレン貴族になっていたユダヤ系工業家グートマンの娘エルザとの結婚を(公表)していた)。1933年には獨獨国籍の住民を対象にNSDAPリヒテンシュタイン支部が結成され、ベルンのドイツ公使館の指導下に入った(党員は数十人)。「在外ドイツ人のための民族同盟」は1934年以来LHDと連絡を取っていた。LHDはCsVPと「国民的反対派」を名乗って

1936年に「祖国同盟」(VU)を結成し、FBP政権に挑戦したが、小選挙区のため同年の選挙では議席は伸びなかった。LHDの挑戦を受けたFBPのホープ政権は、党制服での示威運動を禁止する等の措置をとったが、瑞西政府と連携して、経済難民やユダヤ人難民の流入には慎重な姿勢をとった¹⁶⁾。

相次ぐ危機の時代に君臨したのがフランツ・ヨーゼフ二世(1906年-1989年)である。フランツ・ヨーゼフ二世は奥シュタイエルマルクのドイチュランツベルクにあるフラウエンタール宮殿で生まれた。父はアロイス侯子、母エリザベート・アマリエはハプスブルク＝ロートリングゲン家の大公女で、代父は母の伯父たる奥皇帝フランツ・ヨーゼフ一世だった。侯家傍流のフランツ・ヨーゼフはシュタイエルマルク、メーレンの居城で育ち、ウィーンで林学を学んだが、侯ヨハン二世が生涯独身で、父や叔父も侯位継承を辞退したので、継承順位第二位に躍り出た。1929年のヨハン二世薨去で侯弟フランツ侯子がフランツ一世として即位すると、フランツ・ヨーゼフもエステルライヒ、チェコスロヴァキアの家産管理などを行うようになる。子供のない85歳のフランツ一世は、1938年3月13日の奥併合でドイツが隣国になると、奥国内の住居から「宰相ヒトラー」に独奥「統一を契機に」、「強大なドイツは欧州の持続的平和の保障になる」との祝電を送りつつ、フランツ・ヨーゼフを憲法13条に基づいて代行に任命し(だが「摂政侯子」(Prinzregent)への任命とみなされた)、同年7月25日に薨去した。ドイツも侯国併合には動かず、ヨアヒム・フォン・リッベントロップ外相はそれを不可能とし、アドルフ・ヒトラー総統は奥併合を最後の動きと見せて関係諸国を安心させようとした。摂政侯子フランツ・ヨーゼフは侯国に居を移し(侯国初訪問は1927年)、1938年3月30日に与党FBPと親独的野党VUとの連立政権樹立を仲介し、同年4月1日にホープ連立政権を実現させ、即位後1939年3月2日にベルリンにヒトラーを訪問して国家主権を誇示すると同時に、ドイツとの良好な関係に努めた。ホープ連立政権の成立に失望した一部VU黨員は、1938年3月31日にドイツとの合邦を目指す「リヒテンシュタイン・ドイツ民族運動」(VDBL)を結成していた。ホープ連立政権は、1939年1月に小選挙区制(Majorz)を、1930年に当時のCsVPが求め国民投票で否決されていた比例代表制(Proporz:高地・低地の2選挙区制)に変えてVUの要求に応えつつ、(投票者ではなく)有権者の18%という高い阻止条項を設けて第三党たる

VDBL 候補の選出を阻んだ。同年3月11日に議会は解散され、4月6日に選挙が行われることになったが、連立与党の統一リストの候補者数が改選議席数と同じで、事実上選挙戦がない状態となった。進路を塞がれたVDBLは1939年3月22日、侯や首相の不在中にファドゥーツで騒擾を演じ、近隣独領のフェルトキルヒに待機する武装した突撃隊など600名を「抑圧された兄弟」への加勢に呼び、新政府を樹立しドイツとの合邦を宣言するという筋書で蜂起を計画したが、VDBL 指導部の躊躇で2回延期になり、ヒトラーも中止を命じて失敗した。1939年5月29日(聖霊降臨祭月曜日)、ファドゥーツ城外でフランツ・ヨーゼフ二世への「忠誠宣誓式典」が行われ、4000の民衆が新侯に忠誠を示した。なおヒトラーやリッペントロップに侯国併合の中止を進言したという外交官ハインリヒ・ゲオルク・シュターマーは、侯に世襲のシュターマー男爵、一代のジルム伯爵に叙され、のち日本駐節ドイツ大使ともなった¹⁷⁾。

侯国の第二次世界戦争への厳正中立は1939年8月30日に宣言された。第一次世界戦争での中立は対墺配慮から明示的でなかったが、今回は瑞西の中立宣言と共に世界に通知された。だが警察官7人、補助警察官19人しかいない侯国が、周囲に迫る枢軸国と無関係であることはできず、柔軟な外交が必要となった。VUが親独的である上に、VDBLも少数(有権者の10%以下と推測されている)ながら脅威であり続け、ドイツ軍侵攻が続く1940年に勢いを得て、NSの『デル・シュテュルマー』(攻撃者)に做った新聞『デル・ウムブルフ』(大変革)を発刊し、FBP政治家宅やユダヤ系住民への爆弾テロなども行ったと見られる。VDBLは、表向きはドイツとの経済統合を主張していたが、実際は合邦を目指していた。彼らの考えでは、ハプスブルク家やリヒテンシュタイン家の都合でリヒテンシュタインのドイツ人は他のドイツ人と別の道を辿ることになってしまい、いまでは瑞西に依存しているのであって、これはまさに自決権や民主主義の欠如なのだった。瑞西も侯国もドイツへの配慮からこうした親独運動を禁止はできなかったが、侯国は1940年3月25日に圣母マリアの侯国庇護を願う聖別式を行い、同年から8月15日(圣母被昇天祭・侯誕生日の前日)を「国家祭日」にし、1943年に侯が墺貴族令嬢と結婚するなど、宗教や君主に関する数々の行事で国家主権を顕示した。同時に対独友好のために特産品の切手を贈呈し、勲章を授与し、首相ホープ(FBP)が1940年にシュトゥットガルト講演でドイツとの歴史的・人種的連続性を強調したり、副首相ア

ロイス・フォークト（VU）がドイツとの経済統合を模索したり、ハプスブルク家と縁続きの侯が疑われたときには、「侯は国民社会主義者ではないがドイツ人意識が非常に強い」と弁明したりして対応した。結局ドイツは、侯国は重要性が低いとみて瑞西と一まとめに考え、その瑞西が中立国として世界に知られ国防への意志が強いこともあって、差し当たり侵攻しなかったが、VU・VDBLの一体化を促す試みが続けられた。侯国は戦火を免れたが、近隣のフェルトキルヒへの空襲や、侯国上空での空中戦はあり、ヴィーン空襲では侯家に死者も出た。1943年秋にヒトラーは、ローマに侵攻する連合軍から教皇を守るため、ピウスー二世をドイツカリヒテンシュタインに迎えることを考えていた。約10000人の侯国民のうち、250人以上がドイツで労働しており、瑞西で働くのは120人以上に過ぎず、40人以上のドイツ国民が侯国で労働していた。瑞西はこうした侯国のドイツ依存や財政帰化制度を懸念材料と見ていた。1942年から侯国と英米との接触が行われ、侯国主権と侯家在外財産の保全などが模索された。1943・44年、侯や関係者は戦争末期の混乱に乗じて、ドイツ支配地の侯家宮殿にある美術品の多くを、ドイツ政府の制止を振り切って自家用車で、のちには鉄道も使ってファドゥーツに密かに疎開させることに成功した。1943年2月18日、侯は政府・議会・二大政党と連携し、憲法第10条第1項に基づく非常大権で議員任期の無期延長を行い、選挙開催による国内亀裂の表出を封じた。1944年12月、侯は「主権者」としてホープ政権が1933年に閉鎖していた在ベルン公使館を再開し、弟のハインリヒ侯子を公使に据え、政府・議会と激突し、翌年7月のホープ政権総辞職（首相罷免）を招いた。なお2000年に独雑誌『デル・シュピーゲル』が、侯国が瑞西と同様ユダヤ人から掠奪したNS資産を隠匿しているとの疑いをかけたため、侯国政府は独立委員会に調査を依頼したが、目立った隠匿財産は発見されなかった。ただ移民・難民を恐れるあまり、ユダヤ系ドイツ国民の旅券にJ印を求め、ザラやイスラエルといった名前を強制的に付けるという独・瑞西間の決定は、侯国在住のユダヤ系ドイツ国民にも適用され、侯国もそれを黙認していた。また移送され強制労働を課されていたハンガリー系ユダヤ人がドイツ支配地の侯家農場にも貸し出されていたこと、ドイツ軍や親衛隊に志願した侯国民がいたことなども確認されている¹⁸⁾。

戦争が終わると、NS追及の波が侯国にも押し寄せた。侯国ではVDBL指導者の家に鍵十字などの落書きをしたり、絞首台を作って脅したりとい

う事件が起きた。瑞西やイギリスでは、侯国は親 NS 国家だったという批判が始まった。またスターリン独裁体制からの解放を目指しドイツに協力した数百万のロシア人、ウクライナ人、コサックの俘虜を、連合軍は終戦後にソ連に引き渡したが、侯国は逃げてきた彼らを留め置いて庇護したため、ソ連が侯国に圧力をかけ、結局侯国の費用で彼らをアルゼンチンに出国させるという事件もあった。更にチェコスロヴァキアは、ベネシュ指令でドイツ系少数派を追放し、その財産を無償で没収したが、この際侯家が数百年来所有してきた同国内の資産（70000ha の農地・森林や家門の本拠フェルツベルク宮殿）を、かつてチェキア人から奪ったもので、侯家は NS 政権と連携していたとみなして没収した。ソ連西漸を危惧した瑞西は、侯国に最後通牒を突きつけ、かねてより軍事的要衝として求めていた侯国領エルホルンを強引に併合した。1949年、連合軍（UN）未参加の侯国が国際司法裁判所規定に参加申請をした際には、ソ連、ウクライナ、チェコスロヴァキアが侯国の独立性を疑問視して反対した。1955年、その国際司法裁判所が「ノッテボーム事件」で侯国の財政帰化制度を否定するという出来事があった。ドイツ国籍を有するフリードリヒ・ノッテボームはグアテマラに1905年に居を移し、1939年に国籍をリヒテンシュタインに変えたが、1941年にグアテマラが対独戦に参加すると財産を没収された。このノッテボームに対する侯国政府の外交保護権が、彼の侯国への居住実態がないとして否認されたのである¹⁹⁾。

親独国家だったと疑われた侯国は、エステルライヒやルクセンブルクと同様に、戦後には自分たちのドイツ的過去を否認し、自国の独自性を主張するようになる。動かしがたいドイツの痕跡、例えばドイツ連邦への所属歴やドイツ語の使用は、一時的現象や偶然であるかのようにみなされるようになった。19世紀に作詞されたリヒテンシュタイン国歌（イギリス国歌と同じ旋律）には「ドイツのライン川の上流で」「祖国ドイツにある故郷の地」という一節があったが、1963年の議会決議で別な単語に置き換えられた。侯はドイツに対する自立性の象徴として敬意を集めるようになった（国歌斉唱で侯や祖国への万歳を歌う部分（第2節）に差し掛かると、国民が片手を挙げるといふ古い風習も残されている²⁰⁾）。

20世紀後半に侯国は大きく変容した。圧倒的に農業中心だった侯国は、水力発電所の建設などで技術革新が進み、マーシャル・プラン、中立政策も手伝って、第二次・第三次産業が強化され、工業・銀行業に従事する侯

国民が増え、タックスヘイヴンとなって外国企業が増え、国庫が潤って低い減税と健全財政とを実現した。1971年、瑞西で連邦レベルでの婦人参政権が導入され、国外の目もあるなかで、侯国でもその導入が考慮され、二大政党（FBP・VU）が導入で一致したが、1971・73年に（男子の）国民投票で2回否決された。1974年に侯も導入に賛成したが、なお反対が根強かった。結局婦人参政権は、1976年にまず基礎自治体（ファドゥーツ）から導入され、1984年に国民投票で遂に国家レベルでの導入が決定された（初選出は1986年）²¹⁾。

1989年11月13日に即位したハンス＝アダム二世はビジネスマン出身の行動的君主である。ハンス＝アダムはツューリヒで生まれ、教皇ピウス二世を代父とした。彼は侯として初めて侯国内で育ち、ファドゥーツの小学校、ヴィーンのショットン・ギムナジウム、ツオツのリュツェーウム・アルピナムで学び、1965年からロンドンで銀行業務を経験し、1969年からザンクト・ガレンの大学で経営学・経済学を学んだ。ハンス＝アダムは家族世襲財産を「フォン・リヒテンシュタイン侯財団」に再編し、更に2つの財団を編成して多角的に経営を展開した結果、侯家をその財政基盤強化により欧州随一の富裕な君侯家門にした。この財力をもってハンス＝アダムはヴィーン中心街の「リヒテンシュタイン都市宮殿」を修復し、ここに侯家の美術品を展示した。ハンス＝アダムは侯世子の頃から侯国政治について積極的に発言し、特に1970年の「リュックサク演説」では、侯国が「瑞西のリュックサク」から脱却することを訴えた。ハンス＝アダムは1985年から侯「代行」として統治を担い、父の薨去で侯位を継いだ。侯は、侯国の連合（UN：1990年）、欧州経済領域（1995年）への加入を主導した。侯及び侯国政府は、1990年からチェコスロヴァキア及びその後継国家に対し、1945年以降に没収された同家資産の回復を目指して交渉を始め、翌年同国収容の財産及びドイツで陳列中の美術品を取り戻すために訴訟を起こした。これが失敗すると、侯及び侯国政府はそれぞれ欧州人権裁判所（1998年）、国際司法裁判所（2001年）でドイツを相手取って訴訟を提起した。1996・97年には第二次世界戦争でソ連に奪われた侯家文書を回復している²²⁾。

ハンス＝アダム二世は国家及び君主の主体性を追究して物議を醸してきた。1992年12月11-13日、侯国では欧州経済領域への加入を巡る国民投票が予定されたが、これは瑞西の同種投票の一週間後という日程であった。

侯はこれでは侯国の主体性が保てないと考え、瑞西よりも先に投票を行うことを要求した。侯と政府との対立は10月28日に「国家危機」をもたらし、侯は議会解散、ハンス・ブルンハルト内閣更迭を示唆して要求を通そうとし、「君主制及び民主政のための超党派委員会」の市民運動家約2000人が政府庁舎前に集結して仲介を申し出る事態となった。結局同日のうちに侯、議会、政府が共同声明を出し、国民投票の日は変えないが、瑞西の結果に関わらず加入を目指すこととした（実際瑞西は加入しなかったが、侯国は加入した）。1995年、元副首相のリヒテンシュタイン研究所研究員ヘルベルト・ヴィレの講演に激怒した侯が私簡を送り、ヴィレはかつて憲法の特定期所に納得していないと言っていたので、今後は議会が彼の公職への就任を上奏しても裁可しないと宣言し、ヴィレが言論の自由を抑圧されたと欧州人権裁判所に出訴する事態になった。2002年に侯及び侯世子は、君主制廃止、君主廃位の手続を定め、基礎自治体の自治、裁判官の独立性を明示する憲法改定案を提示し、これを政府の頭越しに国民投票で成立させた。2004年に世子を「代行」に任命し侯国統治を委ねた侯は、以後侯家の問題に専念した。侯は2000年にプリンストン大学に侯家から1200万ドルを出資して「リヒテンシュタイン自決研究所」を設け、自決に関する研究・教育を支援し、2009年には著作『三千年紀の国家』として刊行した²³⁾。

アロイス侯世子は父の気風を受け継いでいる。1969年にハンス＝アダム二世の長男に生まれ、侯国でギムナジウムまで出て、コールドストリーム近衛連隊の将校になった。のちザルツブルク及びロンドンの大学で学んだ。2011年国家祭日の侯「代行」としての挨拶で、侯世子は墮胎自由化に関する国民発案について、国民投票で否決されないときは自分が拒否権を発動すると発言している²⁴⁾。

3. ドイツ語版『三千年紀の国家』の内容要約

1. 序：本論は私の数十年来の国家分析の成果で、私や一家の政治的レシピである。昔は「市民は国家のために何が出来るかを問うべき」というケネディに共感したが、いまは「国家が他組織によりよく市民のためにできることは何かを問うべき」だと思っている。無政府主義者は国家が自由を抑圧するとし、共産主義は国家なき無階級社会を目指すというが、実際

は大量殺戮に至った。三千年紀にあらゆる国家がサービス企業に、市民が株主になれるなら結構なことである。世襲君主が国家廃止など考えられまいと無政府主義者は言うだろうが、侯家は自活して国家の支援を受けておらず、国家元首に利点がないわけではないが、個人の領域がなくなるのは不幸でもある。自分は確信的民主主義者として、学問書を読む時間も意欲もない人々のため平易に書いた。出典註を付けないのは、多様で困難だからでもある。なお独語名詞は男性形のみで略記し男女とも表現する。

2. 自決権：個人の確信：若い頃、二万人のリヒテンシュタイン人に認められている自決権が、アルジェリアやバスクの人々にないのはおかしいと考えた。いまは世襲君主が「神の恩寵」のような宗教的正統化で成り立つ時代ではないが、ナショナリズムや社会主義による国家の正統化も袋小路である。アジア・アフリカ、ハブスブルク帝国（この国とは歴史的つながりがあり、帝室と親戚関係もある）、ソヴィエト連邦、ユーゴスラヴィアからは多くの国家が生まれ、瑞西やカナダでも分離運動があった。大国の優位を語る時代が終わり、侯国の製造業振興による繁栄は「スモール・イズ・ビューティフル」の証左になっている。国内で虐殺や紛争を防ぐためには、瑞西のように地域レベルでの徹底した自決権が重要で、そのために自分もプリンストン大学に研究所を設置したのだが、好評もあったものの、既存国家を分裂させるとの批判をも受けた。確かに既存国家の破壊は不要で、脱集権化し地域での自治を拡大すればよいのである。

3. 国家の起源：狩猟採集生活から生まれた国家は、古代ギリシア人に三つに分類された。君主制は一人支配だが世襲とは限らず、民主制と対立するというのは誤解である。神聖ローマ帝国は選挙君主制で、大統領は期限付き君主ともいえる。寡頭制はテクノクラートの少数支配で、彼らは強力だが、彼らが国益を追求しない場合は国家存立も危うい。民衆支配である民主制は小国でのみ可能とされ、無政府状態への第一歩ともされた。

4. 国家形成における宗教の役割：宗教が人類史上重要だったのは、個よりも集団や種を重視する人間の本能のためである。だが生来宗教意識が弱い合理的人間もおり、彼らが増加するとソヴィエトのような宗教抑圧になる。ソヴィエトでも西欧快樂主義でも出生率が低くなる。個人と集団との調和、知性と社会的行動との調和が大切である。カトリック教会は多様で軍事的に優勢な欧州を作り、経済も牽引したが妨げもした。宗教・宗派対立で宗教が国家の基盤にならなくなると、「国家、それは私である」の

ルーイ四世のように、王朝がそれに代わろうとしたが、19・20世紀に破綻した。次いでナショナリズム及び社会主義による国家の正統化の試みも失敗した。認めたくないだろうが、仏革命も露革命と同じく混乱・虐殺だった。いま民主主義による正統化の試みが正念場を迎えている。

5. 国家の規模と軍事技術の影響：国家の適正規模は時代によってさまざままで、軍事や輸送の技術とも関連している。それらの技術が発達すると、アジアやイスラム圏のように大国が生まれたが、地理的条件によっては古代ギリシアのように小国が存続できた。欧州統合に熱狂する人々がいるが、欧州防衛はアメリカに依存しており、ソヴィエトの脅威があった冷戦期ですら欧州合衆国は実現しなかった。今後も欧州諸国は、領土欲なき軍事的単独超大国アメリカと協力するべきである。アメリカにも過ちはありうるが、イラク戦争を批判する者は、フセインがヒトラーやスターリン以来、最も残酷な独裁者だったことを想起するべきである。将来は技術の激変で、非民主的に侵略的な超大国が新たに生まれることもありうる。

6. 君主制・寡頭制・民主制：大規模に征服をしても永続的に国家を繁栄させるのは難しく、国民の支持が必要である。欧米の民主主義モデルを欧州内外に導入する試みはほとんど失敗してきたが、その理由の探究には過去の国家形態の分析が必要である。小集団での君主制・寡頭制・民主制は狩猟採集時代からだが、農業生産が始まると繁栄していく国家を維持するために、宗教的正統性を帯びた世襲君主制が普及し、民主制は減退した(特に大国では不可能になった)。君主は国家を守るために寡頭制を必要とし、寡頭制は宗教的正統性を帯びた君主を国家の象徴及び紛争仲裁者として必要とした。だが米仏革命で民主的正統性を帯びた寡頭制たる公選議会が登場すると、君主への圧力が高まり、廃止されたり著しく形式的にされたりし、象徴としての価値を認められつつ、私生活を暴露され発言・意見の自由を失った。私が一市民なら、収入には恵まれても自由のない君主の生活と、自分の生活とを交換したくないと思うだろう。君主やその家族の私生活や発言・意見の自由を守りつつ、民主的正統化とともに君主の政治的機能を強化するという侯国の手法こそが適当ではないか。共和制論者は、共和制より世襲君主制は比較的長いことを直視するべきである。

7. アメリカ革命と間接民主制：アメリカ住民はイギリス人のみではなく多様だったので、アメリカ合衆国は宗教的正統化ができず、厳格な政教分離を行い、君主制を批判して誕生したので、民主主義により大統領を正

統化した。建国の父たちは、大衆がポピュリズムに踊らされる危険も想定して、イギリス権力分立をアメリカにも引き継いだ。間接民主制の常として（当初は教育水準が低かった）民衆の民主的権利が人事に限られ、白人男性中心でインディアンと呼ばれた先住民・奴隷・女性が排除されていたなどの限界はあったが、民主的正統性を持つ君主制と寡頭制というアメリカ革命のモデルは、農業大国として初めての民主的発展を実現した。

8. 1848年瑞西憲法及び直接民主制への道：この年瑞西は民主主義発展に重要な一步を踏み出した。仏革命は権力の宗教的正統化に代えてナショナリズムを採用し、「地上の樂園」たる強力な国家を築こうとし、民主的正統性を有する国家を生み出すことができなかった。ナショナリズムは国家が神に代わって地上の正義や樂園に責任を持つとする思想で、論理的に突き詰めれば社会主義になる。だがアメリカと同じく多様な瑞西はフランスのような中央集権制ではなく、基礎自治体（Gemeinde）に根差した直接民主制を築き、国民投票や国民発案の制度を設けた。瑞西には米のような議会や裁判所と対峙する強大な君主（大統領）がおらず、民主的正統性を持つ行政・立法・司法には直接民主制が対峙していて、米より民主的である。欧州諸国は古い寡頭制や君主の打倒ばかりに熱中し、瑞西モデルを受容して民衆に民主的権利を与えるのを怠ってきた。

9. 2003年のリヒテンシュタイン憲法改革：侯国は君主制・寡頭制・民主制を併せ持ち、直接民主制を採る唯一の例である。1862年憲法はドイツ連邦の影響で君主制・寡頭制が強く、法律や裁判官をエステルライヒに依存していたが、ハプスブルク帝国崩壊後の1921年憲法は完全な三権分立、瑞西の制度に手を加えて国家及び基礎自治体の直接民主制を規定し、同時に宗教的・王朝的正統性に基づく君主制を維持し、君主が議会や民衆の意向を拒否できる制度を設け、ポピュリズム的法案の拒否や少数派の保護を可能にした。チェコスロヴァキアにあった80%もの財産を失ったにもかかわらず、侯家は私的財産に依拠して自活し、逆に数世紀に渡り侯国に私財を投じてきた。少ないが存在する侯家への批判に答えて、侯は1993年に1606年侯家家憲を改正し、官報にも掲示した。次いで侯は2003年の憲法改正で、侯の不信任投票、君主制廃止の国民投票を導入する提案をし、議会が否決したのちに、侯家が国民の署名を集めて国民投票にこぎつけた。その結果は、侯家提案に賛成64%、反対16%、旧憲法維持21%で、直接民主制により正統化された世襲君主制が誕生した。また新憲法は、侯

国への帰属の是非を問う基礎自治体の住民投票を可能にし、議会による裁判官候補の選任が政党政治に左右されないよう侯の介入を認めることにした。

10. 伝統的民主制の弱点：寡頭制の時代のナショナリズムや社会主義のような感情的発想が影響を強め、世界の住民に利があるグローバル化を妨害し、君主制や民主制を圧迫してきた。グローバル化を唱道する自由主義は、キリスト教と同じく国家よりも個人に重きを置き、国家が国民に奉仕するべきだと考えるが、自由主義はナショナリズムと手を組んで保守的な宗教界と対決することがあった。民主的正統性のある寡頭制〔議会〕は、それが無い寡頭制よりも厄介で、有権者の歓心を買うために非現実的な公約をしがちである。世襲君主制は大統領制より寡頭制に依存せず、頻繁に行われる選挙ゆえに民主主義が陥りがちな近視眼的な目標を抑え、長期的視野に立つことができる。

11. 未来国家：人類が激突する大惨事を防ぐためには、国家は国家間紛争や内戦を防ぎ、特権層だけでなく国家内のあらゆる人々に等しく奉仕し、人々に民主主義及び法の支配を最大限提供し、競争のグローバル化の時代に適応するものでなくてはならず、国家に不満があっても移住が困難な現実があるので、基礎自治体ごと別の国家に帰属変更できるようにしてはいけない。侯国は歴史的にも地理的にも好ましい状況にあり、国民の大部分が1938年にも1945年にも国家主権維持を支持し、近隣諸国との友好や侯家の財政支援がそれを支えた。三千年紀に国家は民間企業や基礎自治体に多くを任せ、残った課題を効率的にこなすべきである。①法治国家：外交以外に国家が民間企業や基礎自治体よりも競争力があるのは法の支配の維持くらいだが、市場の失敗を強調する政治家や官僚が法律を増産するのは問題である。自分はそれを米元老院議員〔民主党〕クライボーン・ペルの事務所勤務時代に実感した。ナショナリズムや社会主義により増大してきた法律を削減し（例えば薬物を根絶しようとするのではなく市場原理に委ねる）、国家の任務を削減するべきで、行政の機動性を増すべきである。裁判官や検事の政党からの独立も重要で、判決の政治家への忖度は問題である。なお欧州評議会は、幾人かの影響力ある政治家が重視する仕事に大々的に取り組むが、民主的法治国を守るという課題をないがしろにし、侯国も害を蒙っている。政府は、首相・外相・内相・法相・財相によって構成し、選挙を気にしない世襲君主が党利党略から独立して君臨する。②社会

国家：遺伝的に影響された社会的〔＝弱者保護的〕態度は狩猟採集時代の政治経済状況に相応するが、それを未来も継承すべきとは考えない。社会主義の試みは経済的・政治的惨劇に終わり、社会的市場経済も官僚制を肥大化させ、個人の自由を奪い、政党が税金で票を買うものである。ビスマルクが始めたドイツの年金制度が世界で導入され、財政赤字を招いている。年金を積立方式に戻し、引退時期を自由にし、個人の自由や責任を増し、グローバル経済で活躍する企業を応援し、過剰な労働者保護をやめ、地域の連帯により多くを委ねるべきである。③教育制度：国家は教育を民間か地域に委ねて監視に回り、教育バウチャーを父母や子に配布して公立学校を選ばせ、自分で子供の教育をすると誓約する父母には返金するべきである。④運輸制度：道路や飛行場ではなく高速鉄道を整備し、民間が運営する。農村維持のための税金による道路整備をやめるべきで、農業は国際競争力ある無農薬品などの生産以外は、田園景観保持のための造園だけでよい。⑤国家財政：国家は間接税のみを税収とし、複数の税率設定をやめ、国債発行ができないよう憲法に書き込み、国有財産を売却し、鉱業権も基礎自治体や民間に委ねるべきである。⑥通貨：金属通貨や電子マネーの自国発行も考え、国立銀行は政治的に中立であるべきである。⑦更なる国家の課題：放送、郵便、電話通信、劇場運営などは民営化したほうが効率的で、外交の一部である軍事は費用が掛かるが、法の支配を行き渡らせることで戦争もテロ・ゲリラ・内戦も不要になる。法の支配や市場経済を構築しようとする途上国のみを支援すべきである。

12. 未来国家の憲法：侯国憲法を参考に憲法案を示すが、特定国家が対象ではないので「X王国」、「Y共和国」とする。君主制を先に書くのは、君主としてそれが共和制よりも長く持続すると考えるからである。国家元首の解任をも定める。法的帰結がない前文は不要である。議員は25人で、選挙法は比例代表制＋4%阻止条項である。君主や大統領の拒否権を抑えるため君主制・共和制の転換を可能にする。軍隊は不要と想定し、閣僚は首相を含め5人のみである。この憲法はEU憲法にもなり得る。

13. 未来国家実現に向けた戦略：多くの人々は、特に政治家は現体制に囚われているので、よりよい体制への移行には戦略が要る。間接民主制諸国では、既得権益に固執する寡頭制を打破するために、直接民主制を求める国民・政治家・メディアを結集する必要がある。国民には自分たちの知性への懐疑から直接民主制に反対の者も居ろうが、人選より事実に関する

判断のほうが容易な筈である。非民主制諸国では、アメリカによる民主化転換が、世界大恐慌以前に間接民主制の経験のあった日独を以前の状態に戻した事例以外では成功したためしがないので、今後はアメリカは軍事介入のみ担当し、体制転換支援は旧宗主国を多く含む EU や欧州経済領域が担当し、警察、裁判官、その他専門家を送ることにしたらよいのではないか。新しい国家モデルは途上国の方が受け入れやすいかもしれない。

14. 三千年紀への見通し：人種間闘争を喚起する反グローバル化論者もいるが、人類は互いに愛し合う大家族である。間接民主制・国土独占を伴う伝統的法治国家は破綻し、歴史は巻き戻せない。

4. 考察

1. 人類史を踏まえた国家論：ハンス＝アダム二世の国家論は、人類史を踏まえた壮大なものになっている。その視野は政治理論から経済、宗教、軍事技術に及び、卓越した構成力を感じさせる。侯が外国の大学に自分の信念に基づく研究所を設けたというのも特筆に値する。

2. 機能主義による君主の生き残り戦略：侯の描く国家論は抽象的だが、侯国の肯定的紹介にもなっている。侯は歴史や宗教による君主制の正統化がもはや不可能と見て、機能主義的正統化を図った。国家をサービス会社にしようとする侯の提案は、ビジネスマン出身者らしい。遺傳への言及がたまにあるのは、生物学的というべきかもしれない。

侯国の機能主義的正統化は、侯及び侯家がいつもハプスブルク家との歴史的関係を誇示することとは矛盾する。侯及び侯家は、侯国内では国民の行政サービスに専念し、ウィーンなど国外では豪華な城館を幾つも構え、家門の伝統を強調し、侯家企業の歴史的ブランド力を高めるといふ具合に、態度を分けているように見受けられる。侯国を実際に訪れてみると、見栄えのする宮殿や教会もなく、戦禍を受けていないのに街並みが現代的で、観光地とは言えない。侯は20世紀前半から背広で侯国に登場し、ハプスブルク家のような宗教儀礼・宮廷行事がもともとなかった。ウィーン在住のメーレン貴族だった侯家には、田舎の別荘のような侯国には守るべき伝統など初めからないのであり、財政的にも侯国から自立していて、国民が不服なら侯国を退去することも想定しているため、領地の管理業務と割り切って社会実験としての行政に専念できるのだろう。リヒテンシュタイン

の君主制は、日本のように国家・民族の文化と一体の君主制とは異なるのである。

3. 民主制の機能主義的肯定：侯は民主制もまた機能主義に肯定している。民意による政治が善だ、民衆が主権者であるべきだという規範論ではなく、国家運営技術として民主制が有効だという主張であり、だからこそ君主制との組み合わせも可能になる。また機能的な議論だからこそ、大統領が君主の一種（選挙君主）だと見なされ、官僚も議会も寡頭制と一まとめにされるのである。ということは、侯の民主制支持は、機能的な考慮次第では民主制否定にも転じ得るわけである。

4. 自決権の肯定：民主主義を肯定する侯は、その帰結として自決権を肯定し、アルジェリアであれバスクであれ侯国内基礎自治体であれ、自ら帰属する国家を選ばよとする。その背景には、自決制度を採っても侯国は揺るがないという侯の自信があるように思われる。とはいえリヒテンシュタイン侯国は、もともと「リヒテンシュタイン人」の自決により生まれたわけではなく、支配者のリヒテンシュタイン家やハプスブルク家の都合で生まれ、ドイツから分かれたのも彼らの都合である。20世紀前半、侯、侯国政府、与党は親独的意見の表出を妨害した。確かに親独的意見は過半数のものではなかったが、一部住民のものであった。学問的に見れば、「リヒテンシュタインはドイツの一部であるのが当然」とも言えないが、「リヒテンシュタインはドイツと別個に存在するのが当然」とも言えないだろう。自決権の封印によって国家を維持した侯が、国家が盤石になり、代替わりしたいまになって、自決権を唱道しているというねじれ現象がある。

5. 間接民主制への懐疑：侯は議会主義民主制を「伝統的民主制」と呼び、グローバル化に抵抗する寡頭制の一種だとして警戒し、直接民主制を唱道している。議会を君主と民衆とが挟み撃ちにするという構図は、カール・シュミットの独裁論を連想させる。侯はLBP、CsVP、LHD間の党争を父侯が仲介し、主権維持を支持する侯国民と連携して国家を守ったという故事を念頭に置いているのかもしれない。ただアロイス侯世子の発言にもあるように、侯はもし自分と侯国民との意見が合わない場合には、民意をポピュリズムとみなして非常大権で抑え込むつもりだろう。民主制を信奉しても、最後の最後の一手は君主が留保するというのであれば、それは「君主制原理」であり、侯国は君主主権だということになる。

6. 地域自治の強調：侯は基礎自治体レベルでの自治を重視し、これが

多文化共生、社会政策などの切り札だとみている。これは侯国（あるいは瑞西）の現状の反映、あるいはハプスブルク帝国史からの教訓だと考えられている。ただ個々の地域内での少数派（例えば侯国内の VDBL）にどの程度自決権を与えるかというような問題にまでは言及がない。

7. 社会的紐帯としての宗教：侯は宗教が君主制や国家の基盤としてもはや機能しないことを認めつつも、かつて宗教が社会的紐帯であったことを高く評価し、それを掘り崩した物質主義や社会主義を危険視している。社会的紐帯の有無の指標としては、出生率が注目されている。なお侯の念頭に置く宗教は、古典古代の国家祭祀や神道のような国家・民族祭祀が主に念頭に置かれ、個人の信仰が想定されていない。また既存宗教には懐疑もあり、侯家が属するカトリック教会にも批判的評価がある。

8. 革命の否定：侯は民主主義を称揚しつつ、同時に仏革命の思想をナショナリズム、露革命の思想を社会主義とし、ともに混乱・殺戮を生んだとして否定する。侯はナショナリズムを世俗的大国主義・国家万能主義の意味で理解し、突き詰めれば社会主義になると説く。だが、仏革命の指導原理は民主主義だったのであり、ナショナリズムは民主主義と結びついて急進化し、社会主義は理想的な民主制を実現しようとした筈である。民主主義から混乱・殺戮が生まれ、君主制をも倒したという周知の事実も出てこない。侯による民主主義の称揚には不自然さがある。

9. 欧州統合への一定の距離と米覇権歓迎：侯は瑞西傾倒に批判的で、侯国の主体性を重視している。侯の治世に侯国は連合(UN)や欧州経済領域に参加したが、EUには参加せず、欧州評議会には加盟しているが批判的である。侯が独仏にはほとんど触れず、アメリカの覇権を歓迎し、中国など新たな挑戦者の擡頭を恐れている。侯が研究所を設けたのはアメリカのプリンストン大学であり、自著も最初に英語で刊行している。

10. 君主制原理：侯は君主の主体的行動がポピュリズムを退け、少数派を守り、行政を効率化するために必要だと確信している。憲法改革で君主制廃止手続を定めたのは、民主主義に半身低頭することで君主制を延命させる措置なのではなく、逆に君主制の民主的正統性を高めることで君主の主体的行動を可能にする作戦であり、ヴァイマル共和国の直接公選大統領制を想起させる。宗教的・王朝的正統性に依拠している限り、君主は民主的寡頭制勢力（議会・政党）から圧迫され、形ばかりの存在に追いやられると、侯は考えている。その意味では、侯は一君万民論者で中間勢力を

警戒し、「貴族制」といわず「寡頭制」という否定的概念を用いている。

11. 小さな政府：ビジネスマン出身の侯は、経済のグローバル化や技術革新を有益なものと確信し、保護貿易や機械の打ちこわしを問題の先延ばしと考える。侯は軍事のみならず社会政策も農業支援も削減して、国家を特定領域でのサービス企業にしようとする。

12. 普遍主義＝新西洋中心主義：侯は、非民主国への軍事介入・体制転換を米欧の共同作業で行うべきとする。侯は法の支配や市場経済が世界に広まれば武力紛争はなくなると考えている。侯は1945年の日独占領が、単なる旧状回復ではなく歴史の断絶だったということに気づいていない。侯は反西洋中心主義の対極に位置している。

13. 国民社会主義問題への沈黙：侯は自分の国家論を家のレシピだというが、重要なはずの1930・40年代の侯国政治には具体的に言及しない。これは過去の経緯に左右されず自由に国家を語るための工夫なのかもしれない。

蓋しリヒテンシュタイン侯国の強大な君主制は、ドイツNS政権からの国家防衛及び現侯の家産再建・侯国統治の成功体験を基盤とし、瑞西的直接民主制、新自由主義、西洋中心主義などで補強した構築物である。特殊な背景を持つこの君主制が、今後どのように変化していくのかは、政治学の興味深い考察対象であり続けるだろう。

注

- 1) 家憲(1993年)による正式称号は、Fürst von und zu Liechtenstein, Herzog von Troppau und Jägerndorf, Graf zu Rietberg, Regierer des Hauses von und zu Liechtenstein。原語(ドイツ語)のFürstは英仏語ではPrinceと訳されがちだが、英仏のPrinceが「ウェイルズ大公」(Prince of Wales)のように「公爵」(Duke)より上なのに対し、ドイツ語のFürstは「公爵」(Herzog)の一つ下の「侯爵」である。リヒテンシュタイン家はトロップパウ「公爵」位など「侯爵」より上位の称号も有するが、それはパーメン王冠の地の称号であるため、今日のリヒテンシュタインの国土とつながる「帝国侯爵」位を前面に出している。本論ではFürstを、領邦君主・国家元首としては「侯」、臣下としては「侯爵」と訳し分けている。
- 2) 本稿で参考にしたのは日・独版である。Fürst Hans-Adam II. von Liechtenstein,

- Der Staat im dritten Jahrtausend, Schaan: van Eck, 2012; リヒテンシュタイン侯爵ハンス・アーダム二世(日本リヒテンシュタイン協会)『三千年紀の国家』(郁文堂、2016年)。
- 3) Heinz Dopsch, Liechtenstein, von, in: Historisches Lexikon des Fürstentums Liechtenstein online [<https://historisches-lexikon.li>: HLFL] (Stand: 31. Dez. 2011); David Beattie, Liechtenstein. Geschichte & Gegenwart, 2., neu bearb. u. erw. Aufl., Triesen 2015, S. 9–11.
 - 4) Heinz Dopsch/Arthur Stögmann, Liechtenstein, von, in: HLFL (Stand: 31. Dez. 2011); Beattie, Liechtenstein, S. 11–18.
 - 5) Arthur Stögmann, Liechtenstein, von, in: HLFL (Stand: 31. Dez. 2011).
 - 6) Arthur Stögmann, Liechtenstein, von, in: HLFL (Stand: 31. Dez. 2011); Herbert Haupt, Liechtenstein, Anton Florian von, in: HLFL (Stand: 31. Dez. 2011).
 - 7) Arthur Stögmann, Liechtenstein, von, in: HLFL (Stand: 31. Dez. 2011); Evelin Oberhammer, Liechtenstein, Johann I. Fürst von und zu, in: Neue Deutsche Biographie 14 (1985), S. 519 f.; Beattie, Liechtenstein, S. 24 f.
 - 8) Herbert Wille, Verfassung, in: HLFL (Stand: 31. Dez. 2011); Rupert Quaderer, Politische Geschichte des Fürstentums Liechtenstein von 1815–1848, in: Jahrbuch des Historischen Vereins für das Fürstentum Liechtenstein [unten: JHVFL], Bd. 69 (1969), S. 16–40; Beattie, Liechtenstein, S. 26.
 - 9) Evelin Oberhammer, Liechtenstein, Alois II. Josef von, in: HLFL (Stand: 31. Dez. 2011).
 - 10) Evelin Oberhammer, Liechtenstein, Johann II. von, in: HLFL (Stand: 31. Dez. 2011); Beattie, Liechtenstein, S. 30 f.
 - 11) Rupert Quaderer, Preussisch-Österreichischer Krieg, in: HLFL (Stand: 31. Dez. 2011); Beattie, Liechtenstein, S. 32–39.
 - 12) Maximilian Liebmann, Der Papst – Fürst von Liechtenstein, in: JHVFL, Bd. 85 (1985), S. 231–250; Beattie, Liechtenstein, S. 43–55.
 - 13) Beattie, Liechtenstein, S. 51–86; Peter Geiger, Krisenzeit. Liechtenstein in den Dreissigerjahren 1928–1939, Bd. 1, Zürich 2000, S. 108, Bd. 2, Zürich 2000, S. 18–50; Ders., Krisenzeit. Liechtenstein 1939 bis 1945, Bd. 2, Vaduz/Zürich 2010, S. 240.
 - 14) Veronika Marxer, Finanzeinbürgerung, in: HLFL (Stand: 31. Dez. 2011).
 - 15) Redaktion des HLFL, Rotter-Entführung, in: HLFL (Stand: 31. Dez. 2011); Geiger, Krisenzeit, Bd. 1, S. 342–358, Bd. 2, S. 51–66.
 - 16) Beattie, Liechtenstein, S. 94 f.; Geiger, Krisenzeit, Bd. 1, S. 112–120, 194 f., 365–440, Bd. 2, S. 66–103.
 - 17) Harald Wanger, Liechtenstein, Franz Josef II. von, in: HLFL (Stand: 31. Dez.

- 2011); Wilfried Marxer, Volksdeutsche Bewegung in Liechtenstein (VDBL), in: HLFL (Stand: 31. Dez. 2011) ; Beattie, Liechtenstein, S. 91, 98–116; Geiger, Krisenzeit, Bd. 1, S. 112–120, 306–309, 501–513, Bd. 2, S. 137–153, 138–229, 321–429; Ders., Kriegszeit, Bd. 1, Vaduz/Zürich 2010, S. 79–82, 115, 198–210.
- 18) Beattie, Liechtenstein, S. 116–147; Geiger, Krisenzeit, Bd. 1, S. 329–333, Bd. 2, S. 427–447; Ders., Kriegszeit, Bd. 1, S. 235 f., 270 f., 318, 322–324, 356 f., 386, 391–423, 448–462, 501–514, 582–585, Bd. 2, S. 74–110, 150–200, 268–273, 284–358, 411–416, 453–478.
- 19) Beattie, Liechtenstein, S. 148–157; Geiger, Kriegszeit, Bd. 1, S. 229–231, Bd. 2, S. 502, 512; Roland Marxer, Nottebohm-Fall, in: HLFL (Stand: 31. Dez. 2011).
- 20) Josef Frommelt, Die liechtensteinische Landeshymne, in: JBL 104 (2005), S. 44–49.
- 21) Beattie, Liechtenstein, S. 161–171.
- 22) Redaktion des HLFL, Liechtenstein, Hans-Adam II. von, in: HLFL (Stand: 31. Dez. 2011) ; Beattie, Liechtenstein, S. 213–218.
- 23) Redaktion des HLFL, Liechtenstein, Hans-Adam II. von, in: HLFL (Stand: 31. Dez. 2011); Annette Bleyle, Liechtenstein-Institut für Selbstbestimmung, in: HLFL (Stand: 31. Dez. 2011); Die Fürstenfamilie Liechtenstein (15. August 2017/ORF 2), <https://www.youtube.com/watch?v=kzsTRPlrYLE> (2020年4月23日視聴); Beattie, Liechtenstein, S. 189–263.
- 24) Beattie, Liechtenstein, S. 204 f., 268.